

紙媒体で「出産育児一時金」を請求している保険医療機関の皆さまへ

「出産育児一時金等に係る請求書の電子化」のお願い

支払基金では、医療機関および保険者との、請求書の受け渡しを電子化し、担当者間の省力化を目指しております。

「出産育児一時金等に係る請求書」を電子化すると

- 正常分娩分を、月2回（毎月10日・25日）請求することが可能です。
- 紙の請求書への記載や集計が不要になり、請求業務が効率化できます。

電子化にあたり、当ホームページにて「出産育児一時金請求用ソフト」を無償配布していますので、ご利用ください。

◎「[出産育児一時金請求用ソフト](#)」は[こちらをクリック](#)



ご存じですか？

レセ電ソフトのほとんどには、出産育児一時金等に係る請求を簡単に電子化するオプションが付いています。

詳しくは各ソフトメーカーにお問合せください。



「出産育児一時金等に係る請求書」の電子化でのご請求について、ご検討いただきますようお願いいたします。

問 合 せ 先	直 通 番 号		
事業管理課	03-6865-4013(中曾根)	03-6849-6845(高梨)	03-6865-4612(三上)